大阪府健康づくり優良団体表彰実施要領

（名称）

第一条　大阪府健康づくり優良団体表彰は、「大阪府健康づくりアワード」と称する。

（目的）

第二条　大阪府では、すべての大阪府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、第2次大阪府健康増進計画に基づく取組みを推進している。

　 府域での自主的、主体的な健康づくり活動の奨励・普及を図るために、職場・地域で活動を積極的に行っている団体を表彰する「大阪府健康づくりアワード」を実施する。

（実施機関）

第三条　実施機関は大阪府、全国健康保険協会大阪支部及び健康おおさか21推進府民会議とする。

（表彰部門）

第四条　表彰の対象とする部門は、次のとおりとする。

　一　職場部門

　二　地域部門

（表彰の対象）

第五条　表彰の対象は、大阪府内にある中小の事業場、自治体、自治会、ボランティア団体等であり、次の各号の基準すべてに該当するものとする。

　一　健康づくりのための活動、または健康づくりを推進する社会環境整備の取組み（食環境整備、運動環境整備など）を過去１年間に実施しているとともに、今後の発展・充実が認められるものであること。

二　営利を目的としないものであること。

三　過去５年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。

（表彰分野）

第六条　第五条の健康づくりとは、次のいずれかにあてはまるものとする。

　一　健(検)診

　二　たばこ対策

　三　身体活動・運動

　四　栄養・食生活

　五　歯と口の健康

　六　休養・こころの健康

　七　その他、健康づくりに寄与するものと認められる取組み

（応募方法）

第七条　候補者の応募方法は次に掲げるものとする。

　一　自薦

　　中小の事業場、自治会等自らの応募による。

　二　他薦

　　市町村・保健所・企業・各団体等からの推薦による。

（選考と決定）

第八条　表彰は、第五条に基づく応募団体の中から、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか２１推進府民会議の代表者等で構成する委員の選考により決定する。

（表彰の方法）

第九条　表彰は、表彰状を授与して行い、これに副賞を付すことができる。

（表彰の取り消し）

第十条　被表彰団体が著しく不当な行為を行い、被表彰団体として適当でないと認められるときは、表彰を中止し、又はすでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した団体に対しては、すでに受領した表彰状等の返還を求めることができる。

（表彰結果の公表）

第十一条　表彰された取組みについては、大阪府、全国健康保険協会大阪支部、健康おおさか21推進府民会議、各団体等のホームページなどで健康づくりに取組む好事例として公表し、職場、地域での取組みを推進する。

（その他）

第十二条　この要領に定めるもののほか、大阪府健康づくりアワードの実施について必要な事項は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課において別に定めるものとする。

附　則

　この要領は、平成２７年７月１日から施行する。

　この要領は、平成２８年７月１３日から施行する。

　この要領は、平成２９年９月５日から施行する。